外貨送金サービス規定(個人のお客さま) - 新旧対照表

外貨送金サービス規定(個人のお客さま)	- 新旧对照表 
旧	新
第2条(定義)	第2条(定義)
4. 送金先事前登録	4. 送金先事前登録
当社所定の事前登録申込書に、送金目的等	当社所定の方法で、送金目的等当社所定の
当社所定の事項を記入した上で当社へ提出	事項を記入した上で当社へ提出し、当社が
し、当社が所定の審査を行った後、その内	所定の審査を行った後、その内容を当社の
容を当社のシステムに登録することをいい	システムに登録することをいいます。
ます。	
第3条(送金先事前登録と送金の申込)	第3条(送金先事前登録と送金の申込)
1. 本サービスのご利用を希望される場合、	1. 本サービスのご利用を希望される場合、
あらかじめ当社所定の方法により、 <u>事前登</u>	あらかじめ当社所定の方法により、(削除)
録申込書にて送金先事前登録の手続きをす	送金先事前登録の手続きをする必要があり
る必要があります。	ます。
第3条(送金先事前登録と送金の申込)	第3条(送金先事前登録と送金の申込)
3. 送金先事前登録申込時には、当社は、外	3. 送金先事前登録申込時には、当社は、外
国為替関連法規および犯罪収益移転防止法	国為替関連法規および犯罪収益移転防止法
に従い当社所定の確認を行います。その際、	に従い当社所定の確認を <u>行うことがありま</u>
当社が必要と認めた場合には、事前登録申	す。(削除)
込書と同時に当社所定の本人確認書類をご	
提出いただきます。_	
第3条(送金先事前登録と送金の申込)	第3条(送金先事前登録と送金の申込)
4. 送金先事前登録後は、事前登録申込書に	4. 送金先事前登録後は、当社のシステムに
記載された内容は変更できません。変更が	登録した内容を変更することはできませ
必要な場合は当社が別途定める方法にて、	   ん。変更が必要な場合は当社が別途定める
送金先事前登録を取消し、新たに送金先事	   方法にて、送金先事前登録を取消し、新た
前登録を行ってください。	   に送金先事前登録を行ってください。
第6条(支払指図の発信等)	第6条(支払指図の発信等)
2.(1) 事前登録申込書に記載された情報	   2. (1) 送金先事前登録時に当社のシステ
	ムにご登録いただいた情報